

東京都地域医療構想推進事業（施設設備整備）の概要

1 目的

地域医療構想に基づき、病棟又は病室の整備及び病床機能の転換等を行う医療機関に対し、改修・改築等の施設・設備整備に要する経費の一部を補助することにより、都における病床機能分化を促進することを目的とします。

2 補助対象者

都内の病院及び診療所の開設者で、知事が適当と認めるものです。

ただし、国、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体、地方独立行政法人及び特定地方独立行政法人は除きます。

3 事業内容

（1）施設整備

地域医療構想に基づく病棟又は病室の整備及び病床機能の転換等のために行う改修、改築又は新築工事に要する工事費又は工事請負費です。

※ 今回の募集については、対象を回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟又は病床の整備に係る工事費又は工事請負費とします。

（2）設備整備

地域医療構想に基づく病棟又は病室の整備及び病床機能の転換等を行うために必要な医療機器等の備品購入費です。

※ 今回の募集については、対象を回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟又は病床の整備に係る備品購入費とします。

4 対象経費

（1）施設整備

回復期リハビリテーション病棟、地域包括ケア病棟又は病室及び、開設のために必要な機能訓練棟（室）の改修、改築又は新築工事に要する工事費又は工事請負費です。

ただし、次に係る費用は対象外となります。

- ア 土地の取得又は整地に要する費用
- イ 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- ウ 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- エ 既存建物の買収に要する費用
- オ その他整備費として適当と認められない費用（例：可動設備の購入費）

（2）設備整備

回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟又は病室の整備に必要な医療機器等の備品購入費です。

5 補助額の算出方法

まず、下記の基準額と、対象経費の実支出額を比較します。その少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較し、さらにその少ない方の額を選びます。その額に、補助率を乗じた額（千円未満の端数は切り捨て）が補助額となります。

なお、複数年度で実施する事業については、年度での出来高に応じて補助を行います。

○施設整備

〔基準額〕 整備前後の回復期リハビリテーション病棟の病床数及び地域包括ケア病棟又は病床の病床数を比較して増加した病床数に以下の基準単価を乗じた額を基準額とします。

・改修 2, 650 千円／床

・改築

ア 6, 360 千円／床

※ 従前の建物を取り壊して、新たに施設を整備する場合

イ 5, 300 千円／床

※ 従前の建物を取り壊さずに、新たに施設を整備する場合

・増築 5, 300 千円／床

・新築 5, 300 千円／床

〔補助率〕 3／4

※ 補助率は変動する可能性があります。

○設備整備

〔基準額〕 10,500 千円／施設

〔補助率〕 3／4

※ 補助率は変動する可能性があります。

6 留意事項

(1) 建物の所有権【※施設整備の場合のみ】

土地については借地であっても補助対象となりますが、建物については、すべての建物（整備区域内外問わず）が、事業計画書提出の時点で開設者の所有であることが補助の条件となります。

※ 建物は、個人が開設する医療機関の場合は、開設者である個人の所有、医療法人等の法人が開設する医療機関の場合は、法人の所有である必要があります。

(2) 土地及び建物に根抵当権が設定されていないこと【※施設整備の場合のみ】

(3) 財産処分の制限

補助を受けて整備した施設には、財産処分の制限がかかります。

当該事業の補助目的から外れた変更を行うことは原則できません。やむを得ず変更する場合には、所定の手続き（場合によっては補助金の返還も含む）を行っていただく必要がありますので、事業計画の検討は慎重をお願いします。

なお、制限期間は鉄筋コンクリート造の病院の場合で39年間とされています。また、補助金返還の必要性は、変更後の施設形態などで変わってきます。

(4) 重複補助の禁止

当該事業での補助金と、対象経費を同じくして他の事業での補助金等を受けること

はできません。

(5) 補助事業スケジュール

別紙「地域医療構想推進事業（施設設備整備）補助事業スケジュール」参照

(6) 契約締結方法

補助事業に係る工事契約については、当方で定めた契約手続基準の遵守（原則として入札）が必要です。

(7) 契約手続時期

補助事業に係る工事契約については、内示後に入札による業者選定を行った上で、締結することが必要です。

(8) 補助額

補助金は、あくまでも都の予算の範囲内で支出することになります。算出された補助額を保障するものではありませんのでご注意ください。正式な補助金額は事業完了後に交付される、額の確定通知をもって決定します。

(9) 補助事業者の承認

本補助事業については、今回の事業計画の提出を持って実施が決定するものではありません。「補助事業者審査会」にて、事業計画の審査を行い、その結果をもって補助事業者として承認され、補助事業を実施することができます。

(10) その他

この事業概要は、令和7年度事業に関するものです。都財政の状況等から、今後内容（補助条件、単価、補助率等）を変更する可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

詳細な補助条件及びスケジュール等については、下記担当にご確認ください。

地域医療構想推進事業費補助金（施設設備整備）担当
東京都保健医療局医療政策部
医療政策課地域医療対策担当 松林
電話：(03)5320-4417（直通）
個人メールアドレス：Katsuaki_Matsubayashi@member.metro.tokyo.jp
組織メールアドレス：S1150401@section.metro.tokyo.jp